

「コムストックローン約款」【イージー・コムストックローン】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日：平成 29 年 6 月 1 日]

(下線箇所は改正部分)

変更後	変更前
<p>第 1 条 (趣旨)</p> <p>1 [現行どおり]</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、日証金が提携証券会社に証券取引口座（振替決済口座を含みます。）を開設しているお客様に対し、お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネットによる利用申込みを受けて行う貸付をいいます。</p> <p>第 2 条 (契約の成立および契約期間)</p> <p>[削 る]</p> <p>1 この約款に基づく契約（以下「本契約」といいます。）は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、日証金の審査の結果、適当と認められた場合に成立するものとし、<u>契約成立日は日証金がお客様に送付する契約成立の書面に記載する日とします。</u></p> <p><u>(1) 日証金所定のコムストックローン利用申込書・コムストックローン有価証券担保差入書</u></p> <p><u>(2)～(4)</u> [現行どおり]</p> <p><u>(5) その他日証金の定める書類</u></p> <p>2 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する日証金の審査において、適当と認められないものとし、なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとし、</p> <p><u>(1)～(3)</u> [現行どおり]</p> <p><u>①、②</u> [現行どおり]</p> <p><u>③</u> 先物・オプション取引その他のデリバティブ取引</p> <p><u>④</u> [現行どおり]</p> <p><u>(4)、(5)</u> [現行どおり]</p>	<p>第 1 条 (趣旨)</p> <p>1 [略]</p> <p>2 前項に定めるコムストックローンとは、日証金が提携証券会社に証券取引口座（振替決済口座を含みます。）を開設しているお客様に対し、お客様が同口座に保有している有価証券を担保として、インターネットを利用して行う貸付をいいます。</p> <p>第 2 条 (融資要領)</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p><u>(1) 本融資契約は、お客様から次に掲げる書面の提出を受けることにより申込みを受け、日証金の審査の結果、適当と認められた場合において、日証金がお客様に契約成立の書面を発送した日に成立するもの</u>とします。</p> <p><u>①</u> 日証金所定のコムストックローン利用申込書</p> <p><u>②～④</u> [略]</p> <p>[新 設]</p> <p><u>(2) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前号に規定する日証金の審査において、適当と認められないものとし、なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないもの</u>とします。</p> <p><u>①～③</u> [略]</p> <p><u>イ、ロ</u> [略]</p> <p><u>ハ</u> 先物・オプション取引その他デリバティブ取引</p> <p><u>ニ</u> [略]</p> <p><u>④、⑤</u> [略]</p>

変更後	変更前
<p><u>(6)</u> 申込時においてお客様が満20歳以上70歳未満であること。</p> <p><u>(7)～(9)</u> 〔現行どおり〕</p> <p><u>3</u> 〔現行どおり〕</p> <p><u>(1)～(5)</u> 〔現行どおり〕</p> <p><u>4</u> 本契約の契約期間は、契約締結の日から1年間とします。なお、契約期間満了日は、契約締結日の1年後の応当日の前日とし、その日が休日の場合はその翌営業日とします。契約期間満了日（次項の定めに基づき契約が更新された場合は、当該更新後の契約期間満了日とします。）において残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保は、当該残債務が完済されるまで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。</p> <p><u>5</u> 〔現行どおり〕</p> <p><u>6</u> 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する更新の審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p><u>(1)</u> <u>第2項(1)から(5)および(7)から(9)までに掲げる事項をいずれも充足していること。</u></p> <p><u>(2)</u> <u>契約更新開始日においてお客様が満70歳未満であること。ただし、次の条件を満たす場合において、満70歳以上の契約更新を認めることがあります。</u></p> <p><u>①</u> <u>過去1年以内に契約更新を行っていること。</u></p> <p><u>②</u> <u>契約更新開始日における年齢が満80歳未満であること。</u></p> <p><u>③</u> <u>日証金所定の同意書に同意のうえ、これを提出すること。</u></p> <p><u>④</u> <u>日証金が面談を求めた場合は、面談に応じること。</u></p> <p><u>(3)</u> <u>第5条に定める担保不足の状態にないこと。</u></p> <p><u>(4)</u> <u>第4条第3項(3)に定める融資金の利息の支払いが遅延していないこと。</u></p> <p><u>(5)</u> 〔現行どおり〕</p> <p>〔 削る（新第4条へ） 〕</p>	<p><u>⑥</u> お客様が満20歳以上70歳未満であること。</p> <p><u>⑦～⑨</u> 〔 略 〕</p> <p><u>(3)</u> 〔 略 〕</p> <p><u>①～⑤</u> 〔 略 〕</p> <p><u>(4)</u> 本融資の契約期間は、契約締結の日から1年間とします。なお、契約期間満了日は、契約締結日の1年後の応当日の前日とし、その日が休日の場合はその翌営業日とします。契約期間満了日（次号の定めに基づき契約が更新された場合は、当該更新後の契約期間満了日とします。）において残債務があるときは、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保は、当該残債務が完済されるまで存続し、いずれもこの約款の適用を受けるものとします。</p> <p><u>(5)</u> 〔 略 〕</p> <p><u>(6)</u> 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前号に規定する更新の審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、日証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p><u>①</u> <u>(2)①から⑨までに掲げる事項をいずれも充足していること。</u></p> <p>〔 新 設 〕</p> <p><u>②</u> <u>第4条に定める担保不足の状態にないこと。</u></p> <p><u>③</u> <u>第4項(3)に定める融資金の利息の支払いが遅延していないこと。</u></p> <p><u>④</u> 〔 略 〕</p> <p><u>2</u> 融資限度額および融資方法</p> <p><u>(1)</u> <u>本融資の実行は、日証金が決定した融資限度額の範囲内でお客様から申込みを</u></p>

変更後	変更前
<p>[削る (新第4条へ)]</p>	<p>受けて行うものとします。</p> <p>(2) <u>融資申込みは、30万円以上、1万円単位とします。ただし、追加融資の場合は、10万円以上、1万円単位とします。</u></p> <p>(3) <u>コムストックローンの融資限度額は、お客様が第3条の定めに基づき担保として差し入れられた有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）のうち、日証金が適当と認める銘柄の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額（1万円未満切捨て）とします。ただし、3,000万円を上限とします。なお、日証金がコムストックローンの担保として適当と認める銘柄以外の銘柄（以下「融資不適格銘柄」といいます。）は、日証金のウェブサイトを確認することができます。</u></p> <p>(4) <u>前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の日証金が定める金額とすることができるものとします。</u></p> <p>(5) <u>融資の実行は、申込受付日の当日（14時30分以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌営業日）または翌営業日（16時以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌々営業日）に日証金に届け出たお客様の銀行口座に振り込む方法により行うものとします。</u></p> <p>(6) <u>融資限度額を超えて融資を受けた場合でも、お客様は当然にその支払いについて責任を負うものとし、お客様はこの契約の定めるところにより当該超過額を支払うものとします。</u></p> <p>(7) <u>担保有価証券の時価額は、市場価格から日証金が採用した価格に株数または口数を乗じて得た額とします。なお、市場価格から日証金が採用する価格は、原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場として認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格とします。</u></p> <p><u>3 返済方法</u></p> <p>(1) <u>本契約の契約期間内であれば、融資金の返済をいつでも行うことができます。</u></p> <p>(2) <u>お客様は、次に掲げるいずれかの方法により、コムストックローンの融資金元金を返済することができます。</u></p>

変更後	変更前
	<p>① <u>提携証券会社の預り金（以下単に「預り金」といいます。）を返済に充当する方法（以下この方法を「預り金返済」といいます。）。</u></p> <p>② <u>日証金の指定する日証金の銀行口座へ振り込む方法（以下この方法を「振込返済」といいます。）。</u></p> <p>③ <u>その他日証金が特に認めた方法。</u></p> <p>(3) <u>お客様が担保有価証券を売却したときは、日証金は提携証券会社に対し、当該売却代金（提携証券会社への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。）のうち日証金が指定する返済必要額（コムストックローンの融資残高を売却後の担保有価証券（融資不適格銘柄を除きます。）の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額以内とするために必要な返済額をいいます。以下同じとします。）に相当する金銭を引出すよう請求し、受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当します。お客様は、日証金に対し、上記の返済必要額の引出し、受領および融資金の返済への充当にかかる一切の権限をここに委任するものとし、上記の手続きに従って担保有価証券の売却代金を返済に充当する方法（以下この方法を「売却返済」といいます。）につき異議を述べないものとします。また、お客様は日計り取引等により受渡日に当該売却代金の出金が規制されていることその他の理由によって受渡日に当該返済必要額に相当する金銭の一部または全部の引出しができなかつたときは、日証金はその不足額の返済を上記売却返済の方法によらず別途請求することがあることを予め承諾するものとします。</u></p> <p>(4) <u>(2)②の振込返済を行うときは、前営業日までに日証金に通知していただきます。</u></p> <p>(5) <u>(2)①の預り金返済および②の振込返済の返済日は、お客様からの返済金の日証金に入金されたことを日証金を確認した日（15時までに確認できない場合は、翌営業日付の返済となります。）、③の特に認めた方法の場合の返済日については、日証金が定めた日とします。</u></p> <p>(6) <u>(2)①の預り金返済においては、お客様から申込を受けて、日証金はお客様が申し込んだ返済額を限度として（ただし、預り金の額が申込返済額に満たない場合は、預り金の全額とします。）、お客様から委任を受け、申込みがなされた日に提携証券</u></p>

変更後	変更前
<p>[削る（新第4条へ）]</p> <p>[削る（新第4条へ）]</p>	<p><u>会社に当該返済額に相当する金銭を引出すよう請求し、申込みがなされた日の翌々営業日に返済に充当します。ただし、お客様が16時以降に申し込まれた場合は、申込みがなされた日の3営業日後に返済に充当します。</u></p> <p>(7) <u>前号に定める事項に関する委任については、お客様は次の事項に同意するものとします。</u></p> <p>① <u>(6)および次の②の取扱いについては、日証金の合意がなければ解除または変更できないこと。</u></p> <p>② <u>お客様は、預り金返済申込を行ったときは、当該申込みに従って融資金元金の返済に充当するまでの間、預り金の返還請求権について、これを第三者に譲渡し、第三者のために担保を設定し、自ら受領し、または重ねて受領を委任することは行わないこと。</u></p> <p>4 <u>利率、利息計算および徴収方法</u></p> <p>(1) <u>本融資の利率は、契約締結日において日証金が定めるところによるものとします。ただし、日証金は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動を考慮して融資利率を変更することができるものとし、変更する場合は、Eメールおよび日証金のウェブサイトでその旨を通知します。</u></p> <p>(2) <u>融資金の利息の計算は、融資の日から返済の日までとし、1年を365日とする日割計算によって行います。</u></p> <p>(3) <u>融資金の利息は、当月の1日から月末の日までの1か月間の利息を計算のうえ、月次報告書によりお客様に通知し、日証金に届け出のお客様の銀行口座から毎翌月15日（休日の場合はその翌営業日）に口座振替（ゆうちょ銀行の場合は自動払込み）によりお支払いいただきます。ただし、口座振替（自動払込み）の手続が完了するまでの間は、日証金の指定する日証金の銀行口座に振り込んでいただきます。</u></p> <p>5 <u>遅延損害金</u></p> <p><u>お客様が第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第6条もしくは第16条第3項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率14%（年365日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。</u></p>

変更後	変更前
<p>第3条（担保）</p> <p>1 <u>お客様が本条の定めに基づき担保として差し入れる有価証券（以下「担保有価証券」といいます。）は、日証金に対して現在および将来負担するコムストックローンにかかるいっさいの債務を共通に担保するものとします。</u></p> <p>2～6 〔現行どおり〕</p> <p>7 お客様は、担保有価証券を提携証券会社所定の方法でいつでも売却することができます。担保有価証券を売却した場合、お客様は、その売却代金について次の事項に同意するものとします。</p> <p>(1) 〔現行どおり〕</p> <p>(2) <u>日証金が第4条第2項(3)による売却返済を受けるまでの間、提携証券会社に対する売却代金の引渡請求権について、これを第三者へ譲渡し、または第三者のために担保を設定しないこと。</u></p> <p>(3) 〔現行どおり〕</p> <p>8～11 〔現行どおり〕</p> <p>第4条（融資要領）</p> <p>1 <u>融資限度額および融資方法</u></p> <p>(1) <u>本融資の実行は、日証金が決定した融資限度額の範囲内でお客様から申込みを受けて行うものとします。</u></p> <p>(2) <u>融資申込みは、30万円以上、1万円単位とします。ただし、追加融資の場合は、10万円以上、1万円単位とします。</u></p> <p>(3) <u>コムストックローンの融資限度額は、担保有価証券のうち、日証金が適当と認める銘柄の時価額に60%（一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%）を乗じた金額（1万円未満切捨て）とします。ただし、3,000万円を上限とします。なお、日証金がコムストックローンの担保として適当と認める銘柄以外の銘柄（以下「融資不適格銘柄」といいます。）は、日証金のウェブサイトで確認することができます。</u></p> <p>(4) <u>前号ただし書の定めにかかわらず、お客様から日証金所定の方法により融資限度額の上限の増額にかかる申込みがあり、日証金が担保内容および取引実績等を別</u></p>	<p>第3条（担保）</p> <p>1 担保有価証券は、日証金に対して現在および将来負担するコムストックローンにかかるいっさいの債務を共通に担保するものとします。</p> <p>2～6 〔 略 〕</p> <p>7 お客様は、担保有価証券を提携証券会社所定の方法でいつでも売却することができます。担保有価証券を売却した場合、お客様は、その売却代金について次の事項に同意するものとします。</p> <p>(1) 〔 略 〕</p> <p>(2) <u>日証金が第2条第3項(3)による売却返済を受けるまでの間、提携証券会社に対する売却代金の引渡請求権について、これを第三者へ譲渡し、または第三者のために担保を設定しないこと。</u></p> <p>(3) 〔 略 〕</p> <p>8～11 〔 略 〕</p> <p>〔 新設（現行第2条から） 〕</p> <p>〔 新設（現行第2条第2項から） 〕</p>

変更後	変更前
<p><u>途審査のうえ適当と認めた場合は、融資限度額の上限を1億円以内の日証金が定める金額とすることができるものとします。</u></p> <p><u>(5) 融資の実行は、申込受付日の当日（14時30分以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌営業日）または翌営業日（16時以降に受け付けた場合は、申込受付日の翌々営業日）に日証金に届け出たお客様の銀行口座に振り込む方法により行うものとします。</u></p> <p><u>(6) 融資限度額を超えて融資を受けた場合でも、お客様は当然にその支払いについて責任を負うものとし、お客様はこの契約の定めるところにより当該超過額を支払うものとします。</u></p> <p><u>(7) 担保有価証券の時価額は、市場価格から日証金が採用した価格に株数または口数を乗じて得た額とします。なお、市場価格から日証金が採用する価格は、原則として売買高等から当該銘柄の主たる市場として認められる市場における最終価格または最終気配値段その他合理的と認められる価格とします。</u></p> <p>2 返済方法</p> <p><u>(1) 本契約の契約期間内であれば、融資金の返済をいつでも行うことができます。</u></p> <p><u>(2) お客様は、次に掲げるいずれかの方法により、コムストックローンの融資金元金を返済することができます。</u></p> <p><u>① 提携証券会社の預り金（以下単に「預り金」といいます。）を返済に充当する方法（以下この方法を「預り金返済」といいます。）。</u></p> <p><u>② 日証金の指定する日証金の銀行口座へ振り込む方法（以下この方法を「振込返済」といいます。）。</u></p> <p><u>③ その他日証金が特に認めた方法。</u></p> <p><u>(3) お客様が担保有価証券を売却したときの取扱いは、以下のとおりとします。</u></p> <p><u>① 日証金は提携証券会社に対し、担保有価証券の売却代金（提携証券会社への手数料等を差し引いた金額をいいます。以下同じとします。）のうち日証金が指定する返済必要額に相当する金銭を引出すよう請求し、受渡日に当該返済必要額を提携証券会社から受け取り、融資金元金の返済に充当するものとします。</u></p> <p><u>② 上記①の日証金が指定する返済必要額とは、コムストックローンの融資残高を売却後の担保有価証券（同一受渡日の買付有価証券を含み、融資不適格銘柄を除</u></p>	<p>[新設（現行第2条第3項から）]</p>

変更後	変更前
<p>きます。)の時価額に60% (一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は50%) を乗じた金額以内とするために必要な返済額をいいます (以下同じとします。)</p> <p>③ お客様は、日証金に対し、上記①の返済必要額の引出し、受領および融資金の返済への充当にかかる一切の権限をここに委任するものとし、上記①の手続きに従って担保有価証券の売却代金を返済に充当する方法 (以下この方法を「売却返済」といいます。) につき異議を述べないものとします。</p> <p>④ お客様は日計り取引等により受渡日に売却代金の出金が規制されていることその他の理由によって受渡日に返済必要額に相当する金銭の一部または全部の引出しができなかつたときは、日証金はその不足額の返済を上記売却返済の方法によらず別途請求することがあることを予め承諾するものとします。</p> <p>(4) (2)②の振込返済を行うときは、前営業日までに日証金に通知していただきます。</p> <p>(5) (2)①の預り金返済および②の振込返済の返済日は、お客様からの返済金の日証金に入金されたことを日証金を確認した日 (15時までに確認できない場合は、翌営業日付の返済となります。)、③の特に認めた方法の場合の返済日については、日証金が定めた日とします。</p> <p>(6) (2)①の預り金返済においては、お客様からの申込みを受けて、日証金はお客様が申し込んだ返済額を限度として (ただし、預り金の額が申込返済額に満たない場合は、預り金の全額とします。)、お客様から委任を受け、申込みがなされた日に提携証券会社に当該返済額に相当する金銭を引出すよう請求し、申込みがなされた日の翌々営業日に返済に充当します。ただし、お客様が16時以降に申し込まれた場合は、申込みがなされた日の3営業日後に返済に充当します。</p> <p>(7) 前号に定める事項に関する委任については、お客様は次の事項に同意するものとします。</p> <p>① (6)および次の②の取扱いについては、日証金の合意がなければ解除または変更できないこと。</p> <p>② お客様は、預り金返済申込を行ったときは、当該申込みに従って融資金元金の返済に充当するまでの間、預り金の返還請求権について、これを第三者に譲渡し、</p>	

変更後	変更前
<p><u>第三者のために担保を設定し、自ら受領し、または重ねて受領を委任することは行わないこと。</u></p> <p><u>3 利率、利息計算および徴収方法</u></p> <p><u>(1) 本融資の利率は、契約締結日において日証金が定めるところによるものとします。ただし、日証金は、日本国内における主要な銀行が公表する短期プライムレートの変動等金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、融資利率を変更することができるものとし、変更する場合は、Eメールおよび日証金のウェブサイトでその旨を通知します。</u></p> <p><u>(2) 融資金の利息の計算は、融資の日から返済の日までとし、1年を365日とする日割計算によって行います。</u></p> <p><u>(3) 融資金の利息は、当月の1日から月末の日までの1か月間の利息を計算のうえ、月次報告書によりお客様に通知し、日証金に届け出のお客様の銀行口座から毎翌月15日（休日の場合はその翌営業日）に口座振替（ゆうちょ銀行の場合は自動払込み）によりお支払いいただきます。ただし、口座振替（自動払込み）の手続が完了するまでの間は、日証金の指定する日証金の銀行口座に振り込んでいただきます。</u></p> <p><u>4 遅延損害金</u></p> <p><u>お客様が第2条第4項および第5項に定める契約期間満了日において返済が遅延した場合または第7条もしくは第14条第3項により期限の利益を喪失した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率14%（年365日の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払っていただきます。</u></p> <p><u>第5条</u> 〔現行どおり〕</p> <p><u>第6条（担保処分）</u></p> <p><u>1 コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、日証金は、お客様に事前に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券の全部または日証金はその裁量により選択した担保有価証券の一部を取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を債務の弁済に充当できるものとします。なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金</u></p>	<p>〔 新設（現行第2条第4項から） 〕</p> <p>〔 新設（現行第2条第5項から） 〕</p> <p><u>第4条</u> 〔 略 〕</p> <p><u>第5条（担保処分）</u></p> <p><u>1 コムストックローンにかかる債務が履行されない場合は、日証金は、お客様に事前に通知、催告等を行うことなく、直ちに、担保有価証券の全部または日証金はその裁量により選択した担保有価証券の一部を、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により日証金において取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用（提携証券会社に対する諸費用を含みます。）を差し引いた残額を</u></p>

変更後	変更前
<p>に余剰が生じた場合には日証金はこれをお客様またはお客様に優先して余剰分を受け取る権利を有する者に対して返還するものとします。<u>また、担保有価証券の取立てまたは処分について、日証金は、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により行うことができ、債務の弁済の充当は法定の順序にかかわらず充当できるものとします。</u></p> <p>2 〔現行どおり〕</p> <p><u>第7条</u> 〔現行どおり〕</p> <p><u>第8条</u>（月次報告書）</p> <p>1 〔現行どおり〕</p> <p>2 月次報告書の交付は、<u>日証金のウェブサイトに掲載する方法（電磁的方法）</u>による ことができるものとします。ただし、お客様から書面交付の申出があった場合は、書 面を郵送する方法によるものとします。</p> <p>3、4 〔現行どおり〕</p> <p><u>第9条～第12条</u> 〔現行どおり〕</p> <p><u>第13条</u>（契約の終了）</p> <p>1 第2条第4項および第5項に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、 本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるとき は、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれ もこの約款の適用を受けるものとします。</p> <p>(1)、(2) 〔現行どおり〕</p> <p>(3) お客様が<u>第7条</u>または<u>第14条</u>第3項により期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(4) 〔現行どおり〕</p> <p>(5) お客様が<u>第15条</u>によるこの約款変更に同意しないとき。</p> <p>(6)～(8) 〔現行どおり〕</p> <p>2 〔現行どおり〕</p>	<p><u>法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当できるものとし、なお残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済し、取得金に余剰が生じた場合には日証金はこれをお客様またはお客様に優先して余剰分を受け取る権利を有する者に対して返還するものとし</u> ます。</p> <p>2 〔 略 〕</p> <p><u>第6条</u> 〔 略 〕</p> <p><u>第7条</u>（月次報告書）</p> <p>1 〔 略 〕</p> <p>2 月次報告書の交付は、<u>電子情報処理組織を使用する方法</u>によることができるものと します。ただし、お客様から書面交付の申出があった場合は、書面を郵送する方 法によるものとします。</p> <p>3、4 〔 略 〕</p> <p><u>第8条～第11条</u> 〔 略 〕</p> <p><u>第12条</u>（契約の終了）</p> <p>1 第2条第1項(4)および(5)に定める契約期間満了日の到来のほか、次の場合には、 本契約は終了するものとします。本契約が終了する場合において、残債務があるとき は、お客様は当該残債務を直ちに返済するものとし、担保も完済まで存続し、いずれ もこの約款の適用を受けるものとします。</p> <p>(1)、(2) 〔 略 〕</p> <p>(3) お客様が<u>第6条</u>または<u>第16条</u>第3項により期限の利益を喪失したとき。</p> <p>(4) 〔 略 〕</p> <p>(5) お客様が<u>第13条</u>によるこの約款変更に同意しないとき。</p> <p>(6)～(8) 〔 略 〕</p> <p>2 〔 略 〕</p>

変更後	変更前
<p>第14条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1 お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>(1) <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(2) <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(3) <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(4) <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(5) <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</u></p> <p>2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>(1) <u>暴力的な要求行為。</u></p> <p>(2) <u>法的な責任を超えた不当な要求行為。</u></p> <p>(3) <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</u></p> <p>(4) <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて日証金の信用を毀損し、または日証金の業務を妨害する行為。</u></p> <p>(5) <u>その他前各号に準ずる行為。</u></p> <p>3 お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、お客様は、日証金からの請求によって、日証金に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</p> <p>4 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、日証金になんらの請求</p>	<p>[新設（現行第16条から）]</p>

変更後	変更前
<p>をしないものとします。また、日証金に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。</p> <p>第15条～第17条 〔現行どおり〕</p> <p>〔 削る（新第14条へ） 〕</p>	<p>第13条～第15条 〔 略 〕</p> <p>第16条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1 お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</p> <p>(1) <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(2) <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(3) <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(4) <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</u></p> <p>(5) <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</u></p> <p>2 お客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>(1) <u>暴力的な要求行為。</u></p> <p>(2) <u>法的な責任を超えた不当な要求行為。</u></p> <p>(3) <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。</u></p> <p>(4) <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて日証金の信用を毀損し、または日証金の業務を妨害する行為。</u></p> <p>(5) <u>その他前各号に準ずる行為。</u></p> <p>3 お客様が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号</p>

変更後	変更前
<p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成29年 6 月</p>	<p><u>のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、お客様は、日証金からの請求によって、日証金に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済していただきます。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用により、お客様に損害が生じた場合にも、日証金になんらの請求をしないものとします。また、日証金に損害が生じたときは、お客様がその責任を負います。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成25年 7 月</p>